

令和8年監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した個別財務監査の結果について、同条第9項の規定により公表する。

令和8年5月27日

大野城市監査委員 牟田尚加

大野城市監査委員 松田美由紀

個別財務監査結果報告書（令和 8 年 2 月及び 3 月分）

1 監査基準への準拠

大野城市監査基準（令和 2 年監委基準第 1 号）に準拠して監査を実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による監査

3 監査の概要

(1) 監査の実施期間

令和 8 年 4 月 15 日から令和 8 年 5 月 27 日まで

(2) 監査対象

令和 8 年 2 月及び 3 月に処理された歳出（精算を含む）・歳入伝票の中から、以下の伝票を抽出して監査を実施した。

監査対象課	監査対象事業（伝票名）
経営戦略課	交流事業実施補助金（令和 7 年度福広マッチ事業補助金）
デジタル推進課	25 事務用パソコン購入
循環型社会推進課	自然環境保護区域用地購入費（W氏） 自然環境保護区域用地購入費（N氏）
公園街路課	街路事業代替地売払収入（大字牛頸 1175 番 25 他 2 筆）
連立・高架下活用 推進課	連続立体交差事業等整備基金繰入金【現年度分】※ 連続立体交差事業等整備基金繰入金【繰越明許分】※
教育総務課	私立学校等就学児童に係る給食無償化給付金（2 学期分） 50 件 1,167,975 円
議事課	タクシー使用料（令和 8 年 1 月 25 日締分） 支払先：シ ティックスカード株式会社

※連続立体交差事業等整備基金の管理運用状況を確認するため、財政課及び出納室から関係書類の提出を求めた。また、当該基金が、大野城市連続立体交差事業等整備基金条例（平成 8 年条例第 29 号）第 6 条に基づき処分（取崩し）されているかを確認するため、当該基金を充当する「連続立体交差事業負担金」に関する関係書類の提出を求めた。

(3) 監査の着眼点

監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに意を用いて実施した。

4 監査の結果

区分	件数	(参考) 取扱基準
勧告	0 件	特に措置を講ずる必要があると認める事項 ※公表対象（地方自治法第 199 条第 11 項）。詳細を公表する。
指摘	0 件	1 明らかに違法又は不当なもの 2 故意または重大な過失によるもの 3 著しく不経済な行為又は著しい損害が生じているもの 4 その他著しく不適切あるいは著しく妥当性を欠くもの 5 前回の監査で指摘、意見した事項で改善の努力がなされていないもの ※公表対象（地方自治法第 199 条第 9 項）。詳細を公表する。
意見	1 件	1 是正又は改善を要する事項で、指摘までに至らないもの 2 組織及び運営の合理化に資するもの ※公表対象（地方自治法第 199 条第 10 項）。概要を公表する。

財務に関する事務の執行は、次に掲げる事項を除き、おおむね適正に実施されているものと認められた。

(1) 経営戦略課

【意見】

当該補助事業の効果を来場者数で測っていますが、事業目的（女子野球の普及、スポーツ振興等）からすれば多角的に効果検証することが必要です。

以上